

2016年5月2日

病院利用者さまへ

尼崎医療生協病院
院長 島田 真

熊本地震で被災された妊婦の分娩費用 および 預かり金について

平成28年4月に熊本県を中心に発生した地震で被災された妊婦を対象に、当院での分娩に係る費用(私費)を減額、および分娩予約金を免除します。

記

対象者：熊本県内の全45市町村 別紙資料の「災害救助法適用市町村(平成28年4月15日内閣府発表)」に記載されている市町村に平成28年4月14日時点で、居住されていた妊婦。

内 容：「出産育児一時金の直接支払制度」の利用を前提とし、出産費用を一時金上限額の42万円とする。さらに、当院で定める分娩予約金(10万円)を免除する。

当院での出産に必要なもの：

- ・保険証(被災にて紛失された方は以下のもの)
- ・保険者情報、会社名、勤務先住所・連絡先 (必須)
- ・被災居住地の住所がわかるもの(免許証・パスポート等)

期 限：平成28年4月14日～【平成28年熊本県熊本地方の地震に係る災害救助法の適用について】の解除が発表されるまで、上記取り扱いを有効とする。

お問い合わせ先：

尼崎医療生協病院

入院医事課 (産婦人科担当) 事務まで TEL 06-6436-1701

※ この取り扱いについて

尼崎医療生協病院では被災された妊産婦が安全・安心に出産できる環境の提供を目的として、この度の取り扱いを位置づけています。

以上